

# 大学院等設置に係る留意事項実施状況報告書

## 1 調査対象大学院等の概要等

### (1) 設置者

学校法人 北都健勝学園

### (2) 大学名

新潟リハビリテーション大学院大学

### (3) 大学院の位置

新潟県村上市上の山2番16号

### (4) 管理運営組織

職名	認可時	変更状況	備考
理事長	マトバ ミチコ 的場 已知子 (平成19年4月)		
学長	オオサワ ゲンゴ 大澤 源吾 (平成19年4月)		
研究科長	ヤマムラ チエ 山村 千絵 (平成19年4月)		

(注) 『(3) 大学の位置』は、申請学部等の位置が大学本部の位置と異なる場合、本部の位置を( )書きで記入してください。

『(4) 管理運営組織』の「変更状況」欄は、変更があった場合のみ記入し、併せて「備考」欄に変更の理由と変更年月日、報告年度を( )書きで記入してください。

(例) 平成19年度に報告済の内容 → (19)

平成21年度に報告する内容 → (21)

※ 「留意事項報告書」の場合は、タイトルを修正してください。

(5) 調査対象研究科等の名称, 定員, 入学者の状況等

- (注) 1 当該調査対象の学部の学科または研究科の専攻等, 定員を定めている組織ごとに記入してください。  
 2 様式は, 平成18年度開設の場合(平成21年度までの4年間)ですが, 開設年度に合わせて作成してください。(修業年限が3年以下の場合には欄を削除し, 5年以上の場合には, 欄を設けてください。)  
 3 定員を変更した場合は, 備考欄に変更前の人数, 変更年月及び報告年度を( )書きで記入してください。

(5) -① 調査対象研究科等の名称, 定員

調査対象研究科等の名称(学位)	認可時の計画			備考
	修業年限	入学定員	収容定員	
リハビリテーション研究科 リハビリテーション医療学専攻 (摂食・嚥下障害コース) (高次脳機能障害コース) 修士(リハビリテーション医療学)	2年	24人	48人	

(5) -② 調査対象研究科等の入学者の状況

区分	報告年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平均入学定員超過率	備考
A 入学定員	( )人	( )人	( )人	0.19倍		
志願者数	( )	( )	( )			
受験者数	( )	( )	( )			
合格者数	( )	( )	( )			
B 入学者数	( )	( )	( )			
入学定員超過率 B/A	( )	( )	( )			

- (注) 1 ( )内には, 社会人の状況について内数で記入してください。該当がない年には「-」を記入してください。  
 2 「平均入学定員超過率」欄には, 開設年度から提出年度までの入学定員超過率の平均を記入してください。入学定員超過率については, 小数点以下第3位を切り捨て, 小数点以下第2位まで記入し, 平均入学定員超過率も同様の方法としてください。

(5) -③ 調査対象研究科等の在学者の状況

区分	対象年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	備考
1年次	[ ]	[ ]	[ ]		
2年次	[ ]	[ ]	[ ]		
3年次	[ ]	[ ]	[ ]		
計	[ ]	[ ]	[ ]		

- (注) 1 [ ]内には, 留学生の状況について内数で記入してください。

## 2 授業科目の概要

<リハビリテーション研究科 リハビリテーション医療学専攻（摂食・嚥下障害コース）>

### (1) 授業科目表

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置					備考	
			必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教	助手		
共通基礎科目	リハビリテーション医療学	1	2			1					1	担当専任教員の負担軽減のため、一人を非常勤教員に交代(21)  教育課程の充実を図るため、担当教員を非常勤から専任教員に変更(21)
	医療倫理	1	2			2					1	
	リハビリテーション心理学	1	1				1					
	統合医療	1	1					1				
	医療統計学	1	1									
	研究方法論	1	1									
専門基礎科目	神経解剖学	1	1			1					1	教育課程の充実を図るため、担当教員を非常勤から専任教員に変更(21)  教育課程の充実を図るため、科目を追加 担当 加藤豊広(准教授) 平成19年8月 教員審査済 判定可
	リスク管理法	1	1								1	
	神経心理学	1	1				1				1	
	精神医学	1		1								
	内科学	1		1			1				1	
	運動機能学	1		1			1				1	
	末梢神経学	1		1			1				1	
	東洋医学	1		1				1				
鍼灸特殊臨床学	1		2				1					
専門科目	リハビリテーション研究法	1 未開講		2			1				1	通常開講(20)(21) 履修希望者がいなかったため⑨
	顎顔面機能学	1		1			1				1	教育課程の充実を図るため、担当教員を非常勤から専任教員に変更(21)
	老年看護学	1		1								
	高次脳機能障害学	1		1							1	
	摂食・嚥下障害学	1		1			1					
	認知症	1		1			1					
	頸部・体幹機能評価治療学	1		1				1				
	呼吸リハビリテーション学	1		1			1				1	
	意識・注意障害	1		1			1				1	
	画像診断学	1		1			1				1	教育課程の充実を図るため、担当教員を非常勤から専任教員に変更(21)
	行為・遂行障害	1		1			1				1	
	発達障害学	1		1			1				1	
	視空間知覚障害学	1		1			1				1	教育課程の充実を図るため、専任教員を追加(21)
専門科目 摂食・嚥下障害コース	摂食・嚥下障害学実習	1~2	3				1				1	
	摂食・嚥下機能検査評価学	1	2				1				1	
	摂食・嚥下障害治療計画法	1	2				1				1	
	口腔介護論	1	1				1				1	
	摂食・嚥下訓練治療学	1	2								1	
	摂食・嚥下発達障害学	1	1				1				1	
	摂食・嚥下病態生理学	1	1				1				1	
	栄養食事管理学	1	1					1				
	摂食・嚥下食品学	2	1								1	
	摂食・嚥下調理学	2	1								1	
	ケーススタディ	2	2				1					
摂食・嚥下障害研究実習	1~2	2				4 3 2 6 5	1				*1,2 *3	
研究指導	1~2 2	4					1				教育課程の充実を図るため、配当年度を変更⑩	

備考\*1 教育課程の充実を図るため教員を追加⑨ 担当 野田忠(教授)平成19年8月教員審査済 判定可⑨

備考\*2,3 教育課程の充実を図るため教員を追加(21) 担当 真貝富夫(教授)平成20年9月教員審査済 判定MO合(21)

### (2) 授業科目数

認可時の計画				変更状況				備考
必修	選択	自由	計	必修	選択	自由	計	
科目 22	科目 17	科目 0	科目 39	科目 [ 0 ]	科目 [ 2 ]	科目 [ 0 ]	科目 [ 2 ]	

## 2 授業科目の概要

<リハビリテーション研究科 リハビリテーション医療学専攻（高次脳機能障害コース）>

### (1) 授業科目表

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数				専任教員配置					備考
			必修	選択	自由	計	教授	准教授	講師	助教	助手	
共通基礎科目	リハビリテーション医療学	1	2			1				1	担当専任教員の負担軽減のため、一人を非常勤教員に交代(21)	
	医療倫理	1	2			1				1		
	リハビリテーション心理学	1	1					1				教育課程の充実を図るため、担当教員を非常勤から専任教員に変更(21)
	統合医療	1	1					1				
	医療統計学	1	1									
	研究方法論	1	1									
専門基礎科目	神経解剖学	1	1			1				1	教育課程の充実を図るため、担当教員を非常勤から専任教員に変更(21)	
	リスク管理法	1	1							1		
	神経心理学	1	1			1				1		
	精神医学	1		1								
	内科学	1		1		1				1		
	運動機能学	1		1		1				1		
	末梢神経学	1		1		1				1		
	東洋医学	1		1				1				教育課程の充実を図るため、科目を追加② 担当 加藤豊広(准教授) 平成19年8月 教員審査済 判定可
鍼灸特殊臨床学	1		2				1					
専門科目	リハビリテーション研究法	1 未開講		2		1				1	通常開講(20)(21) 履修希望者がいなかったため③	
	顎顔面機能学	1		1		1				1	教育課程の充実を図るため、担当教員を非常勤から専任教員に変更(21)	
	老年看護学	1		1								
	高次脳機能障害学	1		1							教育課程の充実を図るため、担当教員を非常勤から専任教員に変更(21)	
	摂食・嚥下障害学	1		1		1				1		
	認知症	1		1		1			1			
	頸部・体幹機能評価治療学	1		1				1				
	呼吸リハビリテーション学	1		1		1				1		
	意識・注意障害	1		1		1				1		
	画像診断学	1		1		1				1		
	行為・遂行障害	1		1		1				1		
	発達障害学	1		1		1				1		
	視空間知覚障害学	1		1		1				1		
専門科目 高次脳機能障害コース	高次脳機能障害学実習	1~2	3			2 3		4			*1 担当専任教員の負担軽減のため、一人を削除(21)	
	高次脳機能障害評価学	1	2			2		4		1	*1	
	高次脳機能障害治療学	1	2			1				1		
	前頭葉機能障害学	1	1							1	*1	
	右半球障害学	1	1			1		4			*1	
	記憶障害	1	1							1		
	失語症	1	1			1		4		1	*1	
	失読・失書	1	1			1				1		
	失認症	1	1			1				1		
	認知科学	2	2			1		1			教育課程の充実を図るため、専任教員を追加(21)	
	ケーススタディ	2	2			2				1		
高次脳機能障害研究実習	1~2	2			5 4		4			*2 教育課程の充実を図るため、専任教員を追加(21)		
研究指導	1~2 2		4		2 7 6 5		1 2			教育課程の充実を図るため、配当年度を変更④ 担当教員変更⑤担当杉下守弘(教授)平成19年8月教員審査済 判定〇合 *3		

備考\*1 担当教員変更④担当 杉下守弘(教授)平成19年8月教員審査済 判定可

\*2 教育課程の充実を図るため教員を変更および追加④担当 杉下守弘(教授)、佐藤舜也(教授)平成19年8月教員審査済 判定可

\*3 教育課程の充実を図るため教員を変更および追加(21)担当 真貝富夫(教授)平成20年9月教員審査済 判定〇合(21)

### (2) 授業科目数

認可時の計画				変更状況				備考
必修	選択	自由	計	必修	選択	自由	計	
科目 22	科目 17	科目 0	科目 39	科目 [ 0 ]	科目 [ 2 ]	科目 [ 0 ]	科目 [ 2 ]	

3 施設・設備の整備状況、経費

区 分		内 容				備 考			
(1) 校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	新潟リハビリテーション専門学校と共用			
	校舎敷地	— m <sup>2</sup>	2154.41m <sup>2</sup>	910.8m <sup>2</sup>	3065.21 m <sup>2</sup>				
	運動場用地	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>				
	小 計	— m <sup>2</sup>	2154.41m <sup>2</sup>	910.8m <sup>2</sup>	3065.21 m <sup>2</sup>				
	そ の 他	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>				
	合 計	— m <sup>2</sup>	2154.41m <sup>2</sup>	910.8m <sup>2</sup>	3065.21 m <sup>2</sup>				
(2) 校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	面積の変更については平成21年1月21日付「設置計画変更協議について」文部科学省へ提出済み(21)				
	1,069.8m <sup>2</sup> (4,066.81m <sup>2</sup> )	— m <sup>2</sup>	— m <sup>2</sup>	1,069.8m <sup>2</sup> (4,066.81m <sup>2</sup> )					
	1,069.8m <sup>2</sup> (4,066.81m <sup>2</sup> )	( — m <sup>2</sup> )	( — m <sup>2</sup> )	1,069.8m <sup>2</sup> (4,066.81m <sup>2</sup> )					
(3) 教 室 等	講 義 室	演 習 室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	研究室の改築を行い、将来的な教員増に向けて研究室数を増やした。(21)			
	3 室	0 室	2 室	0 室 (補助職員 0 人)	0 室 (補助職員 0 人)				
(4) 専任教員研究室	新設学部等の名称		室 数			研究室の改築を行い、将来的な教員増に向けて研究室数を増やした。(21)			
	リハビリテーション研究科		15 (12) 室						
(5) 図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図 書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点	図書85冊(うち外国書8冊)増冊した。学術雑誌のうち「神経心理学」の一部は、未定購置。「神経心理学」は整備したが19年度に購入していた「月刊総合ケア」が20年度から休刊になったので学術雑誌数は1冊少ないままである。機械・器具を336点追加した。主に検査・曝下関係の細かい器具類である。標本を1点追加した。検査・曝下の吸引モデルである。昨年度より図書を165冊(うち外国書24冊)増やした。また、視聴覚資料を34点増やした。学術雑誌は多くの教員が個人的に購読しているものや、国立情報学研究所の論文情報ナビゲーターによるサービスとの重複等を考慮し、経費の効率的な運用を図るために見直しを行い、購読数を減らしたが、他の手段で手に入るため、教育研究活動に支障はない。(21)	
	リハビリテーション研究科	2756 [307] —2591 [—293—] 2506 [—285—] (2591 [293]) (2506 [285])	30 [16] 52 [18] 53 [18] (52 [18]) (53 [18])	7 [7] (7 [7])	51 17 (17)	741 405 741 (405)	5 4 5 (4)		
	計	2756 [307] —2591 [—293—] 2506 [—285—] (2591 [293]) (2506 [285])	30 [16] 52 [18] 53 [18] (52 [18]) (53 [18])	7 [7] (7 [7])	51 17 (17)	741 405 741 (405)	5 4 5 (4)		
(6) 図 書 館	面 積	閱 覧 座 席 数	収 納 可 能 冊 数	2箇所に分散していた大学院専用の図書館を一元化するとともに、新潟リハビリテーション専門学校と共用とし、図書館内に大学院コーナーを設けたことにより、面積、座席数、収容可能冊数が増加した。(21)					
	428.17m <sup>2</sup> (41.93+76.05m <sup>2</sup> )	96席(12+24)席	40,670冊(1,880+2,400)冊						
(7) 体 育 館	面 積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
	該当なし	該当なし							
(8) 経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設前年度	開設年度	完成年度	留置事項に基づき、図書や設備の充実を図るために、それらの経費は大幅に増加した。そのため共同研究費は減少した。(21)
		教員1人当り研究費等	300千円	300千円	図書購入費	12,709千円	3,737千円	11,657千円 3,737千円	
		共同研究費等	5,000千円	2,000千円 5,000千円	設備購入費	10,248千円	2,000千円	12,480千円 2,000千円	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	学生納付金以外の維持方法の概要	2,400千円	1,900千円	—	—	—	—	手数料収入・雑収入等外、病院、企業等との提携を図り、共同研究等の成果をあげて、科学研究費、奨学研究費等の確保に努めることとする。	

- (注) 1 認可時の計画を設置認可申請書の様式第2号(その1)に準じて作成してください。  
 2 複数のキャンパスに分かれている場合は、キャンパス毎に作成してください。  
 3 運動場用地が校舎敷地と別地にある場合は、その旨(所要時間・距離等)を備考欄に記入してください。  
 4 昨年度の報告後から今年度の報告時までに変更のあったものについては、変更部分を朱書きで見え消し修正するとともに、その理由及び報告年度「(21)」を「備考」欄に朱書きしてください。  
 なお、昨年度の報告において朱書きで見え消した部分については、黒字で記載してください。  
 5 校舎等建物の計画の変更(校舎又は体育館の総面積の減少、建築計画の遅延)がある場合には、《別紙様式2》により、「建築等設置計画変更書」を併せて提出してください。

## 6 留意事項に対する履行状況等

区分	留意事項	履行状況	未履行事項についての実施計画
認可時	<p>1. 計画されている教育内容や教育方法によって、設置の趣旨・目的を十分に達成できるか懸念されるので、開設時から大学院修士課程にふさわしい教育研究活動を行うこと。さらに、大学院大学を設置できるのは、教育研究上特別の必要がある場合とされていることに照らし、その必要性を十分に踏まえた教育研究活動及び大学運営に留意すること。</p>	<p>大学院修士課程にふさわしく必要性を十分に踏まえた教育研究活動及び大学運営を行うべく以下のような努力を行っている。</p> <p>①全般：設置の趣旨・目的をはじめとする教育内容や方法については、次項7-(1)①「設置の趣旨および必要性」の履行状況欄に示す通り、資料等により明示し、社会に公開している。</p> <p>②管理運営面： ・教授会をはじめ、学内に組織された各種委員会等で活発な審議をしながら、よりよい大学づくりを目指している。効率的に大学運営を行うために、設置認可申請時には予定されていなかった4つの委員会（図書委員会、学術委員会、広報委員会、危機管理委員会）を新たに設置した。 ・開学前に制定された各種規程等のうち、実際に大学運営を開始してから実情にそぐわない点が見出されたものについては、見直し検討をはかたり、新たな規程や細則を制定しつつ運営している。</p> <p>③教育研究面： ・設置認可時期が遅れたこともあり、初年度は学生確保が十分に行えなかった。学生が少人数であることから、1人当たりの研究指導にかかる時間が十分確保されるので、対面指導を充実させるなど、より一層きめこまやかな指導を行っていく。対面指導を効率的に実施するために、教員の出勤予定を掲示したり、学生の個人指導が可能な時間帯を学生に明示している。 ・すでに授業が終わったすべての科目で、授業評価や学生の意見聴取および教員へのフィードバック、とりまとめが終了しており、それらのデータをもとに、来年度のカリキュラムや講義内容の検討を開始している。このように、よりよい学生教育を目指して、不断の努力を行っている。 ・教員が質の高い教育研究活動を遂行できるように、人的、物的、時間的な環境を適切に整備する必要がある。 以上、報告年度⑱</p> <p>・管理運営組織や各種の規程等は、定期的に追加修正等、見直しを行っており、よりよい体制で大学運営が行えるように、不断の努力を行っている。 ・授業評価や学生の意見聴取および教員へのフィードバックは、継続的に実施しており、それら資料をもとに、よりよいカリキュラムのあり方について討議を重ねつつ、平成22年度以降にカリキュラムの改定を予定している。 以上、報告年度(20),(21)</p>	<p>①管理運営面： ・自己点検・評価および教員の資質向上に関して充実させるため、既設の評価、改革委員会の他に、互いに連動する形で働いていく「FD委員会」の新設について検討する。 ・必要に応じて、認可申請時には予定されていなかった委員会を新設したり規程を設けたりしながら、効率的な大学運営を図っていく。</p> <p>②教育研究面： ・研究施設や設備の、よりいっそうの充実を図っていく。資金確保のために学生定員の充足をめぐり、また教員は外部競争的資金の確保に努めたり、企業等との共同研究実施に向けて努力していく。 ・ティーチングアシスタント等の教育研究補助スタッフ制度の導入について、検討していく必要がある。 以上、報告年度⑱</p> <p>・FD委員会は新設し、有効に機能している。他に図書、学術、広報、危機管理、不正防止、カリキュラム検討委員会も新設し、それぞれの委員会規程をはじめとして、管理運営、教育研究上必要な各種規程や細則を多数制定した。 ・学生数は、徐々に増えてきている。また教員は科研費等への応募に努めている。 ・ティーチングアシスタント制度は導入し、活用されている。以上、報告年度(20),(21)</p>
(19年1月)	<p>2. 研究実習において、実習指導者の臨床経験が十分であっても研究指導者としての能力は担保されない。よって、学外研究実習においては、研究指導者である大学院教員が毎回赴いて指導すること。</p>	<p>・学外研究実習においては、本学専任教員が毎回、学外実習地に赴いて指導を行い、また可能な限り補助や連絡を行う助手も同行する方式とすべく、準備を進めている。（学外研究実習は平成20年1月より開始される。開始前の準備として指導体制を充実させるために研究指導教員を増加する。このため摂食・嚥下障害研究実習に関しては野田忠（教授）を、高次脳機能障害研究実習に関しては佐藤舜也（教授）を、平成19年8月の教員審査にかけた。その結果、両名とも判定で可となったので、指導者の増員による指導体制の強化が可能となった。）</p> <p>・従前に確保されていた学外研究実習施設は8箇所であったが、遠隔地も含まれており、同時期に複数の教員が指導に訪れるには、困難な場所もあった。そこで、新たに、本学に隣接する特別養護老人ホーム「いわくすの里」を実習施設として追加した。</p> <p>・本年度の学外研究実習対象学生は、多くても3名なので、すべての学生の实習に毎回、教員が赴いて指導することは、容易である。</p> <p>・学外研究実習の責任の所在については、研究指導者である本学教員を指導責任者とし、実習施設に所属している指導者は、指導補助者として位置づけることとした。以上、報告年度⑱</p> <p>・研究実習担当教員の増員を図り、各コース5名ずつの教員で指導に当たっている。研究実習は学内、学外の選択希望制であるが、今のところ学内希望者のみである。学内実習の一環として実施している学外施設見学実習においては、学生1～2名に対し、指導教員1～2名が引率をして実施しており、指導体制は十分である。以上、報告年度(20),(21)</p>	<p>・学外研究実習を行う学生数の増加を想定して、更なる実習地の選定や確保に努める。また同時に複数の教員での指導体制が、常に可能なように、その仕組みを確立する。</p> <p>・研究実習開始前に、より詳細な授業内容、方法、計画、成績評価基準や学外施設との役割分担等の必要事項を、本学と実習施設との打ち合わせや協議により決めていく。以上、報告年度⑱</p> <p>・研究実習は今のところ学内実習希望者のみであるが、複数の教員で指導する体制は確立されている。また学内実習の一環として実施している見学実習においては、従前に登録されていた学外施設以外の新規の施設へも赴いている。</p> <p>・見学実習であっても、開始前には本学と実習施設との対面およびメールでの複数回の打ち合わせを行なっている。以上、報告年度(20),(21)</p>

## 6 留意事項に対する履行状況等

区 分	留 意 事 項	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
	<p>1. 摂食嚥下障害と高次脳機能障害に関して、臨床現場、研究施設等で十分な能力を発揮できる人材養成を目的としているが、教育研究環境が計画通り整備されておらず、教員の教育研究や学生の実習・研究に支障が生じる恐れがあるので、認可時の留意事項を踏まえ、計画されている教育内容・方法を確実にこなすよう引き続き努めること。</p>	<p>・管理運営面では、FD委員会が起動し、評価委員会や改革委員会と連動する形で機能している。他に多数の委員会や規程等が新設され、効率的な大学運営が図られている。</p> <p>・教育研究面では、研究環境の整備について、本報告書14頁に記載の通りである。ティーチングアシスタント制度は平成20年度より導入開始した。</p> <p>・学外研究実習の指導体制確立については、指導教員を増員し（平成19年8月の教員審査で可判定を受けた教員3名を増員した。）、指導体制を強化した。学外研究実習時には大学院教員が赴いて指導にあたった。責任の所在も本学教員にあるということ、学外施設との打ち合わせ時に伝達した。施設との事前の打ち合わせは、直接本学教員が施設に赴いて実施したほか、メールや電話でのやりとりも複数回行った。以上、報告年度<sup>㉔</sup></p> <p>・平成20年度には完成年度を迎え、初めての修了学生を輩出した。実習、研究、論文作成とも支障なく行なわれた。修了学生は、本学助手として学生時代に培った能力を発揮し、後輩の指導や助言にもあたっている。</p> <p>・教員の教育研究成果は、自己点検・評価活動の一環として毎年作成している本学年報に掲載し公開している。以上、報告年度(21)</p>	<p>認可時の留意事項を踏まえ、計画されている教育内容・方法を確実にこなすよう引き続き努めていく。以上、報告年度<sup>㉔</sup>、(21)</p>
<p>設置計画履行状況 調査時 (20年1月)</p>	<p>2. 成績評価基準が学内で統一的に整理されておらず、また、あらかじめ学生に明示されていない科目もあるので、早急に確立し、シラバスに記載すること。</p> <p>また、シラバスへの記載方法については、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）により組織的に指導すること。</p>	<p>成績評価基準の学内統一について→具体的には、修士課程修了要件に関する記載で、学則・本学パンフレット・学生便覧とで、修士論文と単位との関係の記述において、微妙に表現が異なる部分があり、誤解を受ける恐れがあるので、明確に記載するようとの指導があった。すなわち、修士論文4単位が修了要件に含まれているものといえないものがあるということについての指摘である。これを受けて、直後の10月15日の教授会にて検討した結果、通常の多くの大学のように、修士論文は修了要件に入れないことを明確にし、そのような記述がある部分を「研究指導」と記載変更することにした。これに関連して、学則記載箇所の変更の必要が生じたため、平成20年3月に、他の箇所の変更も含めた学則変更届を提出した。パンフレットや便覧については、19年度は正誤表を入れて対応し、20年度からは記述を統一したものに変更した。なお、院生や受験生への周知のためには、院生用掲示板への文書掲示ならびに個別通知、本学ホームページでの補足説明文追加にて対応した。</p> <p>結果、本学修士課程修了要件は、以下の通りに統一された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究科に2年以上在学すること。</li> <li>2. 研究指導（4単位）を含めて44単位以上を修得すること。</li> <li>3. 修士論文の審査（論文審査、発表審査とも）および最終試験に合格すること。</li> <li>4. 所定の学費等を納めていること。</li> </ol> <p>（注：研究指導の実施成果に応じて4単位が付与されるのであり、研究指導の結果作成される修士論文に単位の付与はない。）</p> <p>以上は、学則・パンフレット・学生便覧・ホームページ上で公開している。</p> <p>次ページに続く</p>	<p>直接、指摘を受けた内容は履行した。次ページに続く</p>

設置計画履行状況  
調査時  
(2020年1月)

	<p>さらに、学生の授業の出席要件、単位修得・認定の流れ等を明確化するために、認可時に作成されていた「授業科目の履修方法、試験・評価規程」を補則するものとして、「授業科目の履修方法、試験・評価規程における施行細則」を作成し、単位認定の方法や進級要件、修了要件等について等を明確にするための記載を行った。一定水準に到達するまで再試験を課すことも明示した。学生には掲示および個別の通知にて周知し、教職員に対しては、教授会時に説明し周知した。成績評価方法のシラバス記載について→平成19年度シラバスでは、いくつかの科目において、成績評価方法が記入されていないものがあった。平成20年度は、非常勤講師含めて全員の教員より、全科目において成績評価方法を記載していただくよう、シラバス原稿依頼時に、見本を提示してお願いした。その結果、すべての科目において、成績評価方法がシラバスに明記された。</p> <p>シラバス記載方法をFDにより組織的に指導することについて→平成20年2月18日と3月3日の2回にわたり、専任教員対象のFD研修会において、シラバス記載事項についての検討ならびに、組織的な指導を行った(シラバスに盛り込むべき情報の適切性と記載方法について、シラバスの種類等について)。今後も8月上旬開催予定のFD研修会で再度、取り上げていく予定になっている。以上、報告年度⑳</p> <p>平成20年8月5日にFD研修会を実施し、組織的に、成績評価基準、シラバス、カリキュラム等についての討議を行なった。その中で成績評価基準も含めたシラバス記載事項の統一に向けたシラバスフォーマットを作成し、これらの内容を、FD研修会に参加していない非常勤講師にも伝達し、協力を求めることとした。以上、報告年度(21)</p>	<p>引き続き、専任教員を対象としたFD研修会を定期的に開催し、その中で、シラバス記載方法の指導を継続的に行っていく予定である。以上、報告年度⑳, (21)</p>
<p>3. 研究環境が未整備であるため、教員が学外で研究することを前提とせざるを得ない状況となっているが、当該大学の専任教員としての役割・責任に疑義が生じないよう注意すること。 また、専任教員が自大学において研究できるような環境の整備について具体的な計画を早急に作成し、実行すること。</p>	<p>専任教員としての役割・責任について→平成20年2月の教授会において、専任教員の定義について、設置基準の第12条に則して再度、確認を行い、周知徹底をはかった。そして教育、研究、社会貢献、管理運営の各々において、専任教員としての役割をはたせるよう、本学の専任教員としての自覚と誇りを持って行動するよう、注意喚起し、大学への帰属意識の向上を図った。</p> <p>研究環境の整備について→平成20年3月に、摂食・嚥下障害と高次脳機能障害の各コース内の教員から、研究のために必要とする機器類の希望調査を実施し調整した。その結果、各コース1式ずつ、両コース共通で1式がリストアップされた。高度な研究機器・設備を備えるには大量の資金が必要である。とりあえず整備資金を内部から捻出すべく、順次、予算に繰り込んでいく予定としている。他に、外部資金を獲得して整備していく方策もトライしている。各種の補助金は入学定員充足率50%以上、あるいは完成年度以降という条件が付されているものが多いので、現時点では難しいが、(合わせて学生確保対策を講じていく必要がある。)他に科研費や各種財団等の研究費応募を地道に行っているところであり、資金獲得ができたなら、それをもとに、さらなる研究環境の整備を図っていきたい。また、機器類設置にあたっては、専用の研究室を設ける予定にしている。 以上、報告年度⑳</p> <p>研究室や図書館の改築工事を実施し、教員の研究室設備の変更や図書館の整備・機能拡充により、効率的な教育・研究が行なえる環境とした。 テレビ会議システムの導入により、県内他大学との情報交換や連携が容易になった。 高額な研究機器類については、リース利用を開始した。今後も機器類の購入のみならず、計画的なリース利用も図っていく。以上、報告年度(21)</p>	<p>研究環境の整備については、計画を作成し、実行しつつある。専任教員としての役割・責任についても、引き続き、注意喚起していく。以上、報告年度⑳, (21)</p>



<p>設置計画履行状況 調査時 (20年1月)</p>	<p>4. 認可時の計画通り、図書の充実や電子ジャーナルの整備を確実にこなうこと。</p>	<p>図書の充実について→教員や学生から希望があったものを優先として、新規に85冊増冊した。他に個人や、他大学から寄贈された図書も多数受け入れたので、順次、配架していく予定である。今後も引き続き図書委員会主導のもと、計画的な図書の購入に努めていく。</p> <p>電子ジャーナルの整備について→認可時の計画通り、7雑誌との契約は済んでいる。今後は、電子ジャーナルの充実のために、アグリゲーター系の電子ジャーナルとの契約をどうするかを、図書委員会を中心に、引き続き検討していく予定である。この件については、平成19年11月と平成20年2月の教授会において審議されたが、それぞれの種類ごとにメリット・デメリットがあり意見の統一がみられなかったことや、予算との兼ね合いもあり、新たな契約には至っていない。</p> <p>以上、報告年度⑳</p> <p>図書は専門書のみならず一般教養書も含め165冊増冊した。電子ジャーナルは、個別雑誌7契約の他に、国立情報学研究所の論文情報ナビゲータに加入した。</p> <p>以上、報告年度(21)</p>	<p>今後も引き続き、大学院レベルの内容の図書の充実や電子ジャーナルの整備を行なっていく。</p> <p>以上、報告年度⑳, (21)</p>
<p>設置計画履行状況 調査時 (21年1月)</p>	<p>1. 大学の質の向上に向けた教育研究環境の整備、履修指導などについて、教員個々人の力量にのみ依拠するのではなく、組織として取り組むこと。</p>	<p>*大学の質の向上に向けた組織的な取り組みとして</p> <p>①専任教員全員を対象としたFD研修会を初年度から定期的に実施している。平成20年度は成績評価基準、シラバス、カリキュラム等について討議・研修を行ない、その中で成績評価基準も含めたシラバス記載事項の統一に向けたシラバスフォーマットを作成した。これらの内容は非常勤講師にも伝達し協力を求めている。</p> <p>②平成20年度に採択された戦略的学連携支援事業（代表：新潟青陵大学）の一環として新潟県内大学間FDネットワーク協議会に参加し、フォーラム・研修会やテレビ会議等を通じて県内他大学との情報共有を行い、共生的に大学の質の向上を目指している。</p> <p>③質の向上に向けた自己点検活動の一つとして年報を作成し、基本理念に基づいた研究科の目的・目標を明示し、それらに対応させて1年間の活動内容を集約・点検している。</p> <p>*教育研究環境の整備について</p> <p>①平成20年度は研究室や図書館の改築工事を行い、教員の研究室設備の変更や図書館の整備・機能拡充により、効率的な教育・研究が実施できる環境とした。またテレビ会議システムの導入により、県内他大学との教育研究に関する情報交換や連携が容易になった。さらに研究機器類については高額なものを含め、計画的に購入もしくはリース利用している。</p> <p>*履修指導について</p> <p>①評価委員会を中心に各授業の最終回後に学生の授業評価アンケートを実施し、それらの結果をまとめた後、各教員へフィードバックしている。教員からは、その結果を基に授業の改善方策等について意見の提出を求めている。これらは初年度から継続的に実施しており、蓄積された資料を基にカリキュラム検討委員会が、よりよいカリキュラムのあり方について検討している。新カリキュラムについてはFD研修会や教授会でも度々、討議を重ねており、平成22年度以降にカリキュラムの改定を予定している。具体的には修了要件単位数が44単位と多いため、講義や実習の負担が大きく修士論文研究のための時間が不足するという意見が学生、教員の両サイドから出ており、カリキュラムのスリム化に向けて準備を進めている。</p> <p>②履修の仕方についてはオリエンテーション時に組織的に指導しているとともに、各教員が随時相談にのっている。以上、報告年度(21)</p>	<p>今後も引き続き、大学の質の向上に向けた教育研究環境の整備、履修指導などについて、組織的に取り組んでいく。</p> <p>以上、報告年度(21)</p>

<p>2. 成績評価基準が学内で統一的に整理されておらず不透明であるので引き続き改善し、学則、細則、シラバスなどの記載の整合性を図り、明確に記載すること。</p>	<p>①平成20年7月の教授会で、成績評価基準の明確化についての討議を行ない、学則、細則、シラバスの記載の整合性を図るため、「授業科目の履修方法、試験・評価規程における施行細則」の第6、12、21条の改正を行なった。別添資料(1)新潟リハビリテーション大学院大学学則、(2)授業科目の履修方法、試験・評価規程における施行細則、(3)講義概要を参照のこと。 ②平成20年度のFD研修会では、成績評価基準、シラバス、カリキュラム等について討議・研修を行ない、その中で成績評価基準も含めたシラバス記載事項の統一に向けたシラバスフォーマットを作成した。これらの内容は非常勤講師にも伝達し、協力を求めている。以上、報告年度(21)</p>	<p>成績評価基準の統一化、ならびに記載の整合性については、おおむね履行された。今後も引き続き、更なる改善に向けて努力していく。以上、報告年度(21)</p>
<p>3. 学生のニーズを踏まえ、引き続き図書の実、電子ジャーナルの整備に努めること。特に、専門図書のみならず、教養に関する図書等、幅広い分野の図書を整備するよう努めること。</p>	<p>①図書は専門書のみならず一般教養書も含め165冊増冊した。 ②電子ジャーナルは、個別雑誌7契約の他に、国立情報学研究所の論文情報ナビゲータに加入した。 ③2箇所に分散していた図書館を、平成20年度に一元化するとともに機能を拡充し、利用しやすくすることで、学生のニーズに応じるよう努めた。以上、報告年度(21)</p>	<p>今後も引き続き図書の実、電子ジャーナルの整備に努めていく。以上、報告年度(21)</p>
<p>4. 定員充足に努めるにあたり、大学の特色や将来像を明確に提示するなど、組織的な取組を行うこと。</p>	<p>①平成20年度に採択された「戦略的大学連携支援事業(代表:新潟青陵大学)」において、平成22年度までの3年間「共生型大学連携による新潟県の人材確保・養成の短期的及び包括的施策による地域貢献」に取り組む。新潟県では、若年層の人口流出が著しく、本学のみならず、多くの高等教育機関において、次世代を担う人材の確保と養成のための方策が求められている。本取組では、医療従事者など同様の課題について、柔軟な対応ができる体制をめざしている。また包括的施策として、在学生、卒業生、中高生、地域社会などに対して、キャリア教育・形成・支援事業を、新潟県の特色も踏まえながら推進する。その実現のためには、大学が個性を伸ばしつつ、共生的連携の中で大学及び教職員の質を向上させる活動を、スケールメリットを生かして取り組む。それにより教学・経営両面での効率化と相乗効果を生み出すと考えられる。また、本学は地理的に不利な位置にあり社会人の入学を困難にしているが、本事業にはサテライトキャンパス構想もあり、利便性の高い場所を利用することによる効果が期待される。 ②スキルアップセミナー開催: 本学の入学資格要件であるST、PT、OTを対象としたスキルアップセミナーを定期的に主催している。組織としてリハビリ領域への貢献を進めると共に参加者へは大学院講義を体験できる機会となるような内容を提供することで、本学に対する興味や入学意欲を湧かせる。 ③LSVT認定講習会開催: 大学院組織としてのリハビリテーション領域への貢献活動(LSVT講習会は日本初開催となり、講師は海外のエキスパートを招聘する)と地域への貢献活動(全国的に村上市をPRする)を通して、本学の存在を知ってもらう広報活動の取り組みとなる。このような臨床上の価値が国際的にも認められている訓練手技の認定講習会を、将来的に定期的に開催していけば、本学の知名度と付加価値を上げる広報活動となる。 ④ホームページの大幅な刷新と内容の充実を図り、本学の特色を含めた魅力をリアルタイムに発信している。 以下⑤~⑥は、直接的に大学の特色や将来像の提示に繋がる取り組みではないが、組織的な取り組みとして実施していることとして、 ⑤学生が入学しやすい環境を整備する目的として、特待生制度、長期履修制度、ティーチングアシスタント制度等を整備した。 ⑥平成20年度から受験の機会の増加を目的とし、入試実施回数を4回から5回へ増やした。以上、報告年度(21)</p>	<p>今後も引き続き、大学の特色や将来像を明確に提示しつつ、組織的に定員充足に向けて取り組んでいく。学部を増設(22年度増設に向けて届出予定)することで、直接的に優秀な学生の入学が期待できる。以上、報告年度(21)</p>

設置計画履行状況  
調査時  
(平成21年1月)

- (注) 1 「認可時」欄には、当該大学等の設置認可時に付された留意事項(学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る留意事項を除く。)と、それに対する履行状況等について、毎年度、具体的に記入し、報告年度(丸数字)を付記してください。
- 2 「設置計画履行状況調査時」欄には、当該設置計画履行状況調査の結果、付された留意事項に対する履行状況等について、毎年度、具体的に記入するとともに、その履行状況等を裏付ける資料を添付してください。
- 3 入学定員超過に係る留意事項への履行状況については、指摘を受けた学科等についてのみ記入してください。
- 4 該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。

## 7 その他全般的事項

### <リハビリテーション研究科 リハビリテーション医療学専攻>

#### (1) 設置計画変更事項等

認可時の計画	変更内容・状況、今後の見通しなど
<p>①研究実習の指導体制（学外研究実習について）</p> <p>実習施設における直接的な指導者は摂食・嚥下や高次脳機能の分野で十分な実績を持つ経験豊かな医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士および言語聴覚士による何れかとし、このうち、各分野でおおむね8年以上の臨床経験があり、もしくは論文、著書等の研究業績が十分であると判断される学外指導者の場合は、研究実習において主導的役割を担ってもらい、学内担当教員は、その指導補助に当たる形とする。一方、当該分野の臨床経験が4～6年程度の学外指導者の場合は、学内担当教員が研究実習において主導的役割を担い、学外指導者は、その指導補助に当たる形とする。</p>	<p>①認可時の留意事項を受けて、以下のように変更した。</p> <p>学外研究実習においては、学生が実習を行うすべての学外研究施設に、研究実習担当の大学院教員（1施設につき1～2人）が毎回赴き、学生の指導において主導的な役割を担うこととした。</p>
<p>②研究実習の指導教員</p> <p>指導教員：摂食・嚥下障害コース→山村、倉智、宮岡 高次脳機能障害コース→伊林、岩田（ま）、吉村 補助：助手1名</p>	<p>②指導体制ならびに学外施設との連絡体制を強化するために、平成19年度より指導教員を各コースで増員した（増員した教員については、平成19年8月教員審査で判定可済み）。平成20年度からはティーチングアシスタント（研究実習担当1名）も導入した。平成21年度からは各コース専任教員をさらに1名ずつ増員した。</p> <p>指導教員（平成21年度）： 摂食・嚥下障害コース→山村、野田、倉智、真貝、宮岡 高次脳機能障害コース→杉下、佐藤、伊林、佃、岩田 補助：助手1名、ティーチングアシスタント1名</p>
<p>③研究実習先の確保</p> <p>学外研究施設：医療法人新光会村上記念病院、新潟県立リウマチセンター、特定医療法人徳州会山北徳州会病院、医療法人桑名恵風会桑名病院、総合リハビリテーションセンターみどり病院、白根保健生協白根健生病院、こんの脳神経クリニック、独立行政法人国立病院機構西新潟中央病院</p>	<p>③研究実習先として、研究実習にふさわしい症例がある病院・施設に限定（リウマチセンター、西新潟中央病院を削除）するとともに、訪問しやすい本学隣接施設（いわくすの里）を追加確保した。</p> <p>学外研究施設：医療法人新光会村上記念病院、特定医療法人徳州会山北徳州会病院、医療法人桑名恵風会桑名病院、総合リハビリテーションセンターみどり病院、白根保健生協白根健生病院、こんの脳神経クリニック、特別養護老人ホームいわくすの里 平成20年度からは摂食・嚥下障害コースの見学実習先として新潟大学医歯学総合病院も追加</p>
<p>④研究実習施設との関係確保</p> <p>1施設4週に1回、学内の教員が研究実習施設へ赴く。</p>	<p>④認可時の留意事項を受けて、以下のように変更した。</p> <p>学生が実習を行うすべての学外研究施設に、研究実習担当の大学院教員（1施設につき1～2人）が毎回赴き、学生の指導において主導的な役割を担うこととした。</p>
<p>⑤修業年限</p> <p>2年</p>	<p>⑤社会人学生も履修しやすくするために、平成20年度より長期履修制度（3年間での履修）を設けた。これにより、表記を以下のように変更した。（平成20年3月学則変更届済み）</p> <p>標準修業年限 2年</p>
<p>⑥専門基礎選択科目</p> <p>4科目の中から2単位以上選択</p>	<p>⑥学生の学問に対する視野を広げるため、専門基礎選択科目（2科目・3単位）として東洋医学、鍼灸特殊臨床学を追加。</p> <p>6科目の中から2単位以上選択</p>
<p>⑦修了要件</p> <p>修士論文（研究指導）（4単位）を含めて44単位以上を修得すること。</p>	<p>⑦設置計画履行状況調査時の留意事項を受けて、記載の統一を図った。（「研究指導」と「修士論文」の取り扱いについて検討し、一部記述を変更した）詳細は13頁参照 研究指導（4単位）を含めて44単位以上を修得すること。</p>
<p>⑧施設・設備</p> <p>a 図書 2506[285] 冊 b 学術雑誌 53[18] 種 c 視聴覚資料 17点 d 機械・器具 405 点 e 標本 4 点</p>	<p>⑧学生の修学環境を改善するため、図書を250（うち外国書22）冊、視聴覚資料を34点、機械・器具を336点、標本を1点増やした。一方、学術雑誌は多くの教員が個人的に講読しているものや国立情報学研究所の論文情報ナビゲーターによるサービスとの重複等を考慮し、経費の効率的な運用を図るために、購読数を23誌減らした。</p> <p>a 図書 2756[307] 冊 b 学術雑誌 30[16] 種 c 視聴覚資料 51点 d 機械・器具 741 点 e 標本 5 点</p>

## (2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

### ① 実施体制

#### a 委員会の設置状況

本学では、教員の資質の維持向上に係る委員会として、FD委員会および、その下部組織としての評価委員会を設置している。各委員会の役割および関係を明確にすべく、委員会規程を下記に転載する。

##### 新潟リハビリテーション大学院大学ファカルティ・デベロップメント委員会規約

(目的) 第一条 この規程は新潟リハビリテーション大学院大学学則第2条(3)に基づき設置されるファカルティ・デベロップメント委員会（以下「委員会」という）の構成、役割、運営等について定める。

(構成) 第二条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- 1 学長が委嘱する委員若干名。
- 2 委員の任期は2年とする。

(役割) 第三条 委員会はファカルティ・デベロップメント活動（以下FD活動という）が持続的に実行されるよう、次の事項について審議するとともに、各年度におけるFD活動の推進機能を併せもつものとする。

1. FD活動の企画立案。
2. FD活動の実施計画の立案。
3. FD活動の評価。
4. FD活動に関する情報の収集と提供。
5. その他、学長の諮問する事項。

(会議) 第四条 委員会は必要に応じて会議を開くものとする。

- 2 委員会は委員長が召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。
- 4 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。
- 5 委員会は、委員の過半数を持って成立し、審議事項の決議には出席委員の過半数の賛成を必要とする。

(規程の改廃) 第五条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学院の定める手続きによる。

付則 1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、施行後2年以内に見直しを行うものとする。

##### 新潟リハビリテーション大学院大学評価委員会規程

(設置) 第一条 新潟リハビリテーション大学院大学に評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的) 第二条 委員会は、新潟リハビリテーション大学院大学自己点検・評価規程に基づき、本学の教育活動、研究活動、地域・社会貢献、組織管理・運営等の諸活動の活性化と向上を図るため、全学的、総合的に自己点検および自己評価を実施することを目的とする。

(任務) 第三条 第2条の遂行のため、本学の自己点検および自己評価の企画を立案し、必要事項を推進するための調査、審議又は実施することを任務とする。

2 委員会は、次の事項を審議し、又は実施する。

- 一 自己点検・評価項目および方法の設定ならびに変更
- 二 自己点検および自己評価の実施
- 三 点検・評価報告書の作成
- 四 点検・評価結果の学内外への公表
- 五 第三者評価実行委員会の設置と評価の実施
- 六 その他委員会が必要と認める事項に関すること

(所管) 第四条 委員会は、将来構想委員会が所管する。

(構成及び任期) 第五条 委員会は、委員長および委員若干名をもって構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員) 第六条 委員は、教授会から推薦された教授会構成員若干名に、学長が委嘱する。

(委員長) 第七条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに、委員会の業務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、予め委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事) 第八条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決議する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席) 第九条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(作業部会) 第10条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(報告) 第11条 委員会の委員長は、委員会の審議が終了したときは、すみやかに審議結果を学長及び教授会に報告しなければならない。

(庶務) 第12条 委員会の庶務は、事務部において処理する。

(改廃) 第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経なければならない。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

FD委員会：平成19年度第1回→2008年1月21日（FD委員全員参加）  
第2回→2008年2月18日（FD委員全員参加）  
平成20年度第1回→2008年4月14日（FD委員全員参加）

評価委員会：平成19年度第1回→2007年7月9日（評価委員全員参加）  
平成20年度第1回→2008年4月3日（評価委員全員参加）

#### c 委員会の審議事項等

FD委員会：平成19年度第1回→

- 1、組織の中におけるFD委員会の位置づけ確認
  - 2、FD理解のために話し合いの場を設定することについて
  - 3、大学院のFD活動のポイント
  - 4、大学院のあり方
  - 5、カリキュラムの立て方、シラバスの書き方
  - 6、大学院の講義に対する時代的な捉え方の差に対する配慮について
  - 7、学生が学びやすい環境を設定するためにFDが関与すること
  - 8、教員のためのワークショップ開催について
  - 9、FD関連合同委員会の開催について
- 10、教員研修会の開催について
- 平成19年度第2回→
- 1、カリキュラム検討委員会設定の件及びその位置づけに関して
- 平成20年度第1回→
- 1、平成20年度活動計画について
  - 2、関連委員会との関係確認
  - 3、学生による授業評価アンケートの評価項目の再検討について
  - 4、ランチョンセミナーの実施計画について

評価委員会：平成19年度第1回→

- 1、評価委員会の役割について
  - 2、自己点検・評価項目の検討
  - 3、学生による授業評価と教員へのフィードバックについて
  - 4、授業評価終了後の結果とそれに対する各教員の対応の取り扱いについて
- 平成20年度第1回→
- 1、評価委員会規程の確認
  - 2、財団法人「大学基準協会」への賛助会員入会手続きについて
  - 3、平成19年度学生による授業評価の管理法、公開法、関連委員会への報告について
  - 4、平成19年度自己点検・自己評価の実施予定について

## ② 実施状況

### a 実施内容

- ・ 授業評価アンケート
- ・ 授業評価アンケート結果の各教員へのフィードバックと改善に向けた意見書作成
- ・ 専任教員のためのFD研修会
- ・ 専任教員順番制による定期的なランチョンセミナー（研究発表等）の実施
- ・ 新潟県内大学間FDネットワーク協議会参加
- ・ 自己点検・評価、認証評価に向けた取り組み

### b 実施方法

#### \* 授業評価アンケート→

全ての授業において、最終回の試験終了後に、受講した全学生にアンケート用紙を配布し、無記名で回答してもらう。回答済みの用紙は評価委員会が回収し、集計およびとりまとめを行なう。授業評価に関するアンケート項目は15項目＋自由記載よりなる。

#### \* 授業評価アンケートの各教員へのフィードバックと改善に向けた意見書作成→

教員による学生の成績評価が終了した後、取りまとめられたアンケート結果を各教員へ渡す。各教員（専任のみならず非常勤もすべて）は、その結果を建設的に役立てていくべく、次年度に向けた改善意向、意見、抱負等を記載した意見書を、評価委員会へ提出する。評価委員会は、個々の授業評価とそれに対する教員の対応とを取りまとめ、全体の報告書を作成し、FD委員会を経由して学長に報告する。学長は研究科長とともに報告内容について、総合的判断を行なう。

#### \* FD研修会→

専任教員全員を対象に、FD委員会が主導となって（テーマを決定し）、年数回、実施する。

#### \* ランチョンセミナー→

評価委員会主導のもと、専任教員が順番に、各自の研究等を紹介するセミナー。教授会の日のお昼の時間帯に行い、本学教職員の他、本学学生、併設されている専門学校の教職員や学生の中から、希望者は自由に聴講してもらうことで、研究意識を高めている。

#### \* 新潟県内大学間FDネットワーク協議会参加→

フォーラム・研修会やテレビ会議等を通じて県内他大学とFDをはじめとする情報共有を行い、共生的に教員や大学の資質の維持向上を目指している。

#### \* 自己点検・評価、認証評価に向けた取り組み→

平成19年度の取りまとめ： 専任教員全員の平成19年度分の研究業績集の作成（研究科長）  
専任教員の研究以外の、教育、管理運営、社会貢献等の業績データの収集（評価委員会）  
年報完成、配布（評価委員会、平成20年8～9月）  
以後、毎年、年報を作成していき、何年か分を取りまとめて点検・評価項目を追加し、自己点検・評価報告書を作成する。点検・評価項目は大学基準協会に準じるものとする。

平成20年度に大学基準協会の賛助会員となった。

c 開催状況（教員の参加状況含む）

\* 授業評価アンケート並びに教員へのフィードバックと改善に向けた意見書作成→  
平成19・20年度分は、全教員（専任および非常勤）において実施している。

\* 第1回FD研修会（2008年2月18日）→専任教員ほぼ全員参加

実施内容は①FDとは何か②大学院FD活動のポイントについて③シラバスの適切性と記載方法に関して

④目標管理のための評価⑤今後の研修予定

\* 第2回FD研修会（2008年3月3日）→専任教員ほぼ全員参加

実施内容は①授業改善のための情報提供②シラバスについて③講義概要・学生便覧について

\* 第3回FD研修会（2008年8月5日）→専任教員ほぼ全員参加

実施内容は①カリキュラムのスリム化②成績評価基準の設定③シラバス記載内容（成績評価方法の統一、出席状況や講義の受講態度に関する記載等）

\* ランチョンセミナー→毎回、専任教員ほぼ全員参加の他、職員、学生、専門学校の教員、学生も参加

平成19年度・20年度とも各6回実施。

\* 自己点検・評価報告書作成に向けて→

平成19年度分年報は発刊済み（平成20年8月）、平成20年度分年報は現在、原稿取りまとめ作業中（平成21年8月頃発刊予定）

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

学生による平成19年度および20年度の授業評価アンケートは終了し、評価委員会が結果を取りまとめ、各教員へフィードバックした。各教員からは次年度に向けた改善意向、意見、抱負等を記載した意見書の提出を求め、回収した。評価委員会は個々の授業評価とそれに対する教員の対応をとりまとめ、全体の報告書を作成して、FD委員会に報告するとともに、同委員会を経由して学長に報告した。学長は研究科長とともに授業改善に向けた問題点を抽出し、各教員や学生の意見を再聴取したり、個別指導に当たっている。

またFD研修会を通してカリキュラムの問題点を抽出し、カリキュラム検討委員会を中心にカリキュラムのスリム化に向けた検討を行い、教授会でも討議を重ねているところである。平成22年度～を目安にカリキュラムの変更を目指して準備中である。

### (3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

（別紙 23頁の通り）

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

平成20年8月に、平成19年度分の各教員の教育・管理運営、社会貢献等の業績データを含む年報を印刷・製本し公表した。その内容は、①大学の基本理念、②沿革、③組織及び機構、④学年暦、⑤管理運営、⑥大学の公開と社会貢献、⑦教育活動、⑧研究活動、⑨図書館、⑩学生関係 等である。以後、毎年、年報を作成していき、数年ごとに点検・評価項目を追加し、自己点検・評価報告書を作成し公表する。

b 公表方法

- ・自己点検・評価報告書を刊行し、近隣企業や希望があった学生等に配布予定
- ・大学ホームページ上に公開予定

③ 認証評価を受ける計画

・平成20年度に大学基準協会の賛助会員として入会した。完成年度+1年以後に正式会員となってから一定の期間において（開学から7年以内、～平成25年度）評価を受ける予定である。

(4) 情報提供に関する事項

① 設置認可申請書

- a ホームページに公表の有無 (  有  無 )
- b 公表時期 (未公表の場合は予定時期) (平成19年 9 月 27 日 )
- c 文部科学省ホームページから、貴学ホームページの「設置認可申請書」掲載ページへのリンク (  承諾する  承諾しない )
- d 上記で「承諾する」を選んだ場合、そのリンク先のアドレス  
(<http://www.nrgs.ac.jp//index.php?id=70> )

② 設置計画履行状況報告書

- a ホームページに公表の有無 (  有  無 )
- b 公表時期 (未公表の場合は予定時期) (平成19年 9 月 27 日 )
- c 文部科学省ホームページから、貴学ホームページの「設置計画履行状況報告書」掲載ページへのリンク (  承諾する  承諾しない )
- d 上記で「承諾する」を選んだ場合、そのリンク先のアドレス  
(<http://www.nrgs.ac.jp//index.php?id=70> )

- (注) 1 項目は、1～6の項目により記入した事項以外で、認可時の計画より変更のあったもの(未実施を含む。)及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
- 2 記入事項は、原則として、設置認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。(記入例参照)
- 3 「(3) 自己点検・評価等に関する事項」については、認可時の計画の変更(又は未実施)の有無に関わらず記入してください。また、「A 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、積極的な評価を行う場合、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。  
記入方法は、欄内には(別紙のとおり)とし、A4版1枚程度で作成した別紙を添付してください。  
なお、「B 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。
- 4 「(4) 情報提供に関する事項」の「①」及び「②」の「c」において「承諾する」場合、文部科学省のホームページにてリンク先を掲載しますので、大学等のトップページではなく直接リンクする先を「d」に記入してください。  
なお、現在は未公表であり、今後公表を予定している場合は、公表後の取扱いについて記入してください。